

年 月 日

文京シビックセンター区民会議室使用・減額・免除申請書

文京区長 殿

利用者番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

以下のとおり申請します。

予約番号：

行事名			
使用目的 (具体的に)		使用予定人数	
使用日時		施設名	施設使用料
年 月 日 (曜日)	午前	3階(障害者会館) 会議室A・会議室B 会議室C・和室	円
	午後	4階(シルバーセンター) シルバーホール 会議室A・会議室B・和室1・和室2	円
	夜間	5階(区民会議室) 会議室A・会議室B 会議室C・会議室D	円
小計			円

使用責任者	住所
	氏名
	電話番号 ()

使用料①	円
減免額②	円
合計(①-②)	円

減額・免除の理由 文京シビックセンター区民会議室条例施行規則第5条第 項第 号により

備考

【文京シビックセンター区民会議室条例施行規則第5条(抜粋)】

- 条例第七条の規定により使用料を免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。
 - 区が行政目的のために使用するとき。
 - 前号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。
- 条例第七条の規定により使用料を減額することができる場合及びその減額の割合は、次に定めるとおりとする。
 - 官公署が区民を対象とした事業に使用するとき。五割
 - 前号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。区長が定める割合
- 前二項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、文京シビックセンター区民会議室使用・減額・免除申請書により区長に申請し、その承認を受けなければならない。